

味の素株式会社

1. 会社の概要

- (1) 会社名：味の素株式会社
- (2) 所属部会：関東化学第二部会第3分科会
- (3) 業種：食品，化学
- (4) 資本金：79,863百万円
従業員数：3,450名
- (5) 営業品目
調味料：「味の素」，「うま味だし・ハイミー」，「ほんだし」，「Cook Do」等
油脂：油脂，油粕，植物蛋白等
加工食品：スープ，マヨネーズ，冷凍食品等
飲料・乳製品：コーヒー，飲料，チルド乳製品等
医薬品・アミノ酸・化成品：医薬品，各種アミノ酸，アスパルテーム，化成品等
- (6) 機関の理念，社是，経営方針
味の素グループ理念として「私たちは，地球的な視野にたち，“食”と“健康”，そして明日のよりよい生活に貢献します。」を掲げている。味の素グループ経営基本方針のうち事業目標として，「食関連事業，アミノ酸を中心としたファインケミカル事業・医薬品事業を経営の柱として，地球上の人々に貢献する世界企業をめざします。」を掲げている。
- (7) CIマーク

AJINOMOTO®

2. 知的財産部門の概要

(1) 組織上の位置づけ

知的財産センターはコーポレート部門ビジネス・サポートに属しており，味の素グループ全体の知的財産を統括管理している。

(2) 構成及び人員

知財センターは知的財産の管理を行う知的財産管理グループ，特許出願と特許調査を行う特許・情報グループ，商標出願と技術関連契約の検討を行う商標・契約グループから構成され，人員は現在34名である。

(3) 沿革

当社は，明治41年登録された池田菊苗博士の「[グルタミン酸]塩ヲ主要成分トセル調味料製造法」という発明をもとに出発・成長した。昭和30年代「味の素」の製造法に革新がもたらされたため，時代変化に対応して昭和32年に特許課が新設され，昭和36年に特許部が誕生した。平成11年，研究所地区への移転を機に知的財産センターと改名した。

3. わが社の知的財産活動

(1) 重点，特色

味の素グループは，「日本発のアミノ酸・食品系」の「真の世界企業」を「AJINOMOTO WAY」で達成するという中長期目標に連携した知的財産戦略を立案し，実行している。すなわち，国内食品事業・海外食品事業分野のリテイル事業についてはブランド戦略，積極的な特

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

許戦略を展開する方針である。そのためには、グローバルな知的財産管理体制を確立していくことが重要であると考えている。アミノ酸発酵技術をリーディングテクノロジーとして磐石にするため、バイオテクノロジー研究戦略と知財戦略が密接に連携して特許網を固めている。医薬分野では強力な特許網を確立するとともに、ライセンスビジネスを推進している。

(2) 知的財産業務管理

味の素グループ全体の知的財産の取得・管理は知的財産センターが統括・管理している。近年盛んになってきた大学等との共同研究においては、共同研究を開始する前に秘密保持等の契約締結を行い、営業秘密の確保を前提にしている。

(3) 商標被侵害・普通名称化防止対策

当社グループ製品の商標権の保護を徹底して行っている。海外進出に伴い、海外において偽物も多く出回るようになった。そのため海外現地法人は偽物対策を継続的に実施している。

コーポレートブランド会議が社内に設立され、味の素グループのコーポレートブランド戦略が策定・推進されている。その取組みの一つとして、旧東京スタジアムの命名権を取得し、「味の素スタジアム」と命名し、先進的企業としてのイメージの創造を狙っている。

(4) 研究、企画、営業、調達部門とのコーディネート

事業戦略、研究開発戦略と知的財産戦略を三位一体で推進し、強力な特許網を確立することで事業への貢献を高めている。特に、新しい分野である健康栄養研究開発については製品、技術を守る知的財産網構築を通じて、新しい事業の基礎を強固なものにしていく。

(5) 契約、ライセンス業務

知的財産に関わる契約の交渉、契約書の作成、審査及び契約のアドバイスをを行っている。また、技術ライセンス交渉に参与し、知的財産の面から事業の確保、強化に貢献している。

(6) 社内における知的財産意識の高揚対策（報奨制度等を含めて）

2004年7月に初めて当社の知的財産報告書を発行した。これにより、知的財産の重要性、経営の知的財産に対する意思が社内外に浸透しつつある。またコーポレートブランド、商標について情報発信を行い、意識高揚を行っている。制度的には特許報奨規程、スーパースペシャリスト制度等を設けている。

(7) 社内知的財産教育（新入社員、技術者、管理者別等）

研究・技術者に対する社内知的財産教育を強化している。一般社員向けのプログラムとして、新入社員、1年後、3年後、6年後、新任基幹職に研修を実施し知財マインドを高めている。知財部員については、個別の知財歴・能力に応じて教育プログラムを策定し実施している。また弁理士資格の取得について奨励・援助を行っており、現在5名の弁理士資格者がいる。

(8) 海外知的財産活動

2003年7月米国特許の強化を目的として、米国ワシントンDCに特許取扱い事務所を開設し、米国出願業務を自社で行うことにした。また、モスクワにあるバイオ関連研究所AGRIに特許担当者を配置し、研究成果の特許化を強化している。日米露で連携を強め、バイオ特許の強化を図っていく方針である。

米国の特許事務所に1990年代から継続的に研修生を派遣し、能力の向上を図っている。

(原稿受領日 2004年10月13日)